

## 香芝市立学童保育所指定管理者募集実施要項

香芝市（以下「本市」という。）が行う放課後児童健全育成事業の実施場所（以下「学童保育所」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香芝市立学童保育所条例（平成2年条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により指定管理者を募集する。ただし、同一の指定管理者が全ての学童保育所の管理運営業務を行うこととするため、学童保育所を個別に選択して申請することはできないものとする。

参加者は、これまでのノウハウをいかし、学童保育所の基本理念を踏まえ、公共施設としての管理及び運営（以下「管理運営」という。）について、独創的かつ恒常的な安定経営を目指した運営方法、運営経費の縮減等に関する創意ある提案をするものとする。

### 1 指定管理者の指定期間

- (1) 指定期間は、令和9年4月1日（木）から令和14年3月31日（水）までの5年間とする。
- (2) 本市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営業務が困難になった場合又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営業務の継続が困難と認められる場合は、指定期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。この場合において、指定管理者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (3) 指定管理者は、不可抗力その他本市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営業務の継続が困難となった場合は、本市と指定管理者との間で管理運営業務の継続の可否について協議するものとする。この場合において、本市は、協議の結果から、継続が困難と判断したときは、指定期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (4) 本市は、香芝市立小学校（以下「学校」という。）の統廃合に伴って学童保育所を統廃合する場合は、当該統廃合に伴い閉所される学童保育所における指定管理者の指定期間を短縮できるものとする。

### 2 申請資格

#### (1) 基本事項

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営することのできる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

#### (2) 申請者の制限

次に該当する法人等は、指定管理者の指定に係る申請（以下「申請」という。）をすることができないものとする。

- ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分を受けた日から起算して2年を経過しない法人等
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する法人等
- ウ 申請書類を提出した日において、本市の一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- エ 国税又は地方税を滞納している法人等
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始を申し立て、若しくは申し立てられた法人等又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始を申し立て、若しくは申し立てられた法人等（ただし、民事再生法の規定により再生計画認可又は会社更生法の規定により更生計画認可の決定を受けた法人等を除く。）
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- キ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ク カ及びキ並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引し、資金を供給し、便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等
- ケ 役員等（法人にあつては役員（非常勤である者を含む。）支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等、物品及び役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
- コ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等
- サ 役員等に破産した者又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者がいる法人等
- シ 市長、副市長、教育長、香芝市議会議員又は地方自治法第180条の5第1項に規定する委員会の委員が、無限責任社員、取締役、執行役若

しくは監査役又はこれらに準ずべき者並びに支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任している法人等（ただし、香芝市議会議員以外の者について、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除く。）

### 3 指定管理者の公募及び選定に関する事項

(1) 申請に関して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。

#### (2) 募集要項及び仕様書の配布等

##### ア 配布期間

令和8年6月26日（金）午前8時30分から同年7月6日（月）午後5時00分まで

##### イ 配布場所

香芝市ホームページ

##### ウ 配布方法

香芝市ホームページにて公開

### 4 質問事項の受付及び回答

#### (1) 質問の提出

##### ア 受付期間

令和8年7月13日（月）午前8時30分から同月15日（水）午後5時00分まで

##### イ 受付方法

質問票（第1号様式）をFAX又は電子メールのいずれかの方法で提出（口頭による質問は、受け付けない。）

##### ウ 受付場所

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

FAX：0745-79-7532

Email：hoiku@city.kashiba.lg.jp

#### (2) 質問に対する回答

##### ア 回答方法

香芝市ホームページにて質問及び回答を掲載（質問者は、明示しない。）

##### イ 回答日

質問票を受理した日から令和8年7月21日（火）まで

### 5 申請書類の受付

#### (1) 受付期間

令和8年7月27日（月）8時30分から同年7月31日（金）17時0

0分まで（必着）

**(2) 受付場所**

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

**(3) 提出部数**

正本1部及び副本13部（複写可）

**(4) 提出方法**

持参又は郵送（書留郵便）による提出

**(5) 申請書類について**

ア 本市は、審査の結果の公表その他必要な場合には、申請書類の全部若しくは一部を無償で使用し、又は申請書類の内容を複製し、若しくは改変して使用できるものとする。

イ 申請者から提出された申請書類は、返却しない。

ウ 申請者から提出された申請書類について、明白な記載内容の誤り又は軽微な文言の修正を除き、当該申請書類を提出した後における内容の変更は、認めないものとする。

エ 明白な記載内容の誤り又は軽微な文言の修正を希望する場合は、事前に本市へ申し出るものとする。

オ 本市が保持する申請書類（正本1部）については、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）第2条第2項の行政文書の対象とする。

**6 指定管理者の候補者の選定**

**(1) 指定管理者選定委員会の設置**

指定管理者の適正かつ公正な選定等を行うため、香芝市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査基準（別紙2及び別紙3）に基づいて総合的に審査する。

**(2) 失格事項**

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査選定の対象から除外する。

ア 申請者、申請者の関係者等が審査に対する不当な要求を行った場合又は委員会の委員に個別に接触した場合

イ 提出した書類に虚偽又は不正があった場合

ウ 複数の事業計画等を提出した場合

エ 申請書類の受付期限までに申請書類が整わなかった場合

オ その他不正行為があった場合

カ 「2(2) 申請者の制限」に規定する申請者の制限に該当することが判明した場合

**(3) 第1次審査**

ア 開催日時

令和8年8月上旬（後日、申請者に対し、詳細を通知予定）

#### イ 開催場所

香芝市福祉センター内会議室（後日、申請者に対し、詳細を通知予定）

#### ウ 審査結果

第1次審査の結果は、令和8年8月中旬に全ての審査参加団体へ自己の結果のみ通知する。ただし、選定結果の問合せには、応じないものとする。

#### エ その他

（ア）委員会の委員の平均点が60点未満（合計100点満点の6割未満）の場合は、選考の対象外とする。

（イ）委員会において、事業計画書等の提案内容が他と比較して優秀であると認められる法人等を第2次審査の対象として選定する。

（ウ）申請の件数が5件以下の場合は、第1次審査は行わない。

### (4) 第2次審査

第1次審査を通過した法人等は、第2次審査を受けることができる。

なお、第2次審査の開催日時、実施方法等の詳細は、後日、通知するものとする。

#### ア 開催日時

令和8年8月中旬（後日、参加する法人等（以下「参加法人等」という。）に対し、詳細を通知予定）

第1次審査を実施しない場合は、令和8年8月上旬とする。

#### イ 開催場所

香芝市福祉センター内会議室（後日、参加法人等に対し、詳細を通知予定）

#### ウ 審査結果

（ア）第2次審査の結果は、審査が終了した後、速やかに参加法人等に通知する。

（イ）指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）のほかに、第2順位者及び第3順位者を決定し、候補者が審査の失格事項に該当した場合、協定の締結において不備が生じた場合等は、第2順位者を候補者とする。

（ウ）委員会の委員の平均点が222点未満（合計370点満点の6割未満）の場合は、選考の対象外とする。

## 7 選定結果等の公表

委員会における審査の結果等は、香芝市ホームページにて公表する予定とし、公表する内容については、申請者の名称、審査の結果（評価点数を含む）、

候補者の名称、選定の理由等とする。

## 8 仮協定書の締結

本市は、本市と候補者との間において、仮協定書を締結する。

## 9 指定管理者の指定

候補者に選定された法人等は、香芝市議会の議決を経て指定管理者として指定する。

なお、香芝市議会により否決された場合において、候補者が支出した費用等については、補償しない。

## 10 提出が必要な申請書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を提出しなければならない。申請書類は、原則として日本産業規格A列4番とする。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

- (1) 学童保育所指定管理者申請書（第2号様式。以下「指定管理者申請書」という。）
- (2) 香芝市立学童保育所事業計画書（第3号様式。以下「事業計画書」という。）（事業計画書の記載要領については、「11 事業計画書の記載要領」を参照すること。）
  - ア 経営体制等に関する事項
  - イ 組織体制等に関する事項
  - ウ 管理業務等に関する事項
  - エ 運営業務等に関する事項
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 法人等の定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずる書類
- (5) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（申請した日の前3月以内に取得したもの）
- (6) 指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (7) 指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書等が作成されていない法人等にあつてはその設立時以降における事業報告書等とし、指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録又はこれらに準ずる書類）
- (8) 損益計算書（売上、粗利益、粗利益率、主要な経費科目、経常利益等）

- (9) 貸借対照表（現預金、売掛金、買掛金、借入金等）についての対前年及び対前々年の3年間比較で、変動原因又は理由が分かる簡潔明瞭な説明資料（100万円単位の表示）
- (10) 役員等の名簿（氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。）及び履歴を記載した書類
- (11) 法人等概要書（第5号様式）及び法人等の概要が分かるパンフレット等
- (12) 国税及び地方税の各納税証明書（指定管理者申請書を提出する日の属する事業年度の直近年の滞納がないことの証明書）
- (13) 収支計画書（第7号様式）、自主事業収支計画書（第8号様式）及び当該積算の参考資料

## 1.1 事業計画書の記載要領

事業計画書の記載は、次に掲げる事項とし、1項目1ページ程度かつ全体で30ページ以内に記載すること。

なお、カラー印刷、写真、イラスト、グラフ等の使用は、認めるものとする。

### (1) 経営体制等に関する事項

- ア 管理運営の総合的な基本方針について
- イ 経費縮減のための工夫及び考え方について
- ウ 保育料収入、指定管理料等の収入合計額が、管理運営経費の支出総額より上回った場合の配分の考え方について
- エ 自己評価の考え方について
- オ 類似業務の実績について
- カ 自己の都合により施設運営が困難となった場合の対応について

### (2) 組織体制等に関する事項

- ア 運営責任者、指導員等の業務に関する基本的な考え方について
- イ 指導員の配置計画及び人材確保の考え方について
- ウ 指導員の人材育成の考え方について

### (3) 管理業務等に関する事項

- ア 施設管理に関する基本的な考え方について
- イ 児童の健康管理、事故防止等に関する考え方について
- ウ いじめ及び虐待の防止に関する考え方について
- エ 緊急時における危機管理体制に関する考え方について
- オ 利用料金の設定、徴収及び管理に関する考え方について
- カ 個人情報保護に関する考え方について

### (4) 運営業務等に関する事項

- ア 児童の発育段階に応じた保育の取組に関する考え方について
- イ 施設の公平かつ公正な利用の考え方について

- ウ 利用者の要望、苦情等の把握及び業務への反映の考え方について
- エ 開所日及び開所時間に関する考え方について
- オ 実費であるおやつ、教材の提供等に係る経費の考え方について
- カ 学校及び地域との連携並びに保護者支援の考え方について
- キ 自主事業の取組に関する考え方について

## 1 2 辞退

「10 提出が必要な申請書類」の書類を提出した後に指定管理者の指定を辞退する場合は、辞退届（第6号様式）を提出すること。

## 1 3 協定書の締結

香芝市議会の議決を経て、指定管理者に指定した法人等と仮協定書に基づき、協定書を締結する。協定は、指定期間を通じての「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」に分けて締結する。

なお、年度協定書の効力発生日は、令和9年4月1日（水）とし、協定書の主な項目は、次のとおりである。

### (1) 基本協定書

- ア 業務内容に関する事項
- イ 管理物件に関する事項
- ウ 指定期間に関する事項
- エ 指定管理料に関する事項
- オ 学童保育所利用に関する事項
- カ 情報公開に関する事項
- キ 個人情報保護に関する事項
- ク 保育料に関する事項
- ケ モニタリングに関する事項
- コ リスク分担に関する事項
- サ 業務報告及び事業報告に関する事項
- シ 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ス その他市長が必要と認める事項

### (2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に本市が支払う指定管理料に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

## 1 4 実績評価に関する事項

本市は、指定期間中に実績評価を行う。

### (1) 報告書の提出

指定管理者は、毎月の利用者数、保育料収入の実績、アンケートの結果、苦情、要望等の内容について、業務報告書を翌月末までに本市に提出するものとする。

## (2) 利用者アンケート等の実施

指定管理者は、定期的に施設の利用者から意見、満足度等を聴取し、本市と協議の上、利用者アンケート等を実施するものとする。

なお、本市は、指定管理者の管理運営業務の遂行状況等を確認する必要があるときは、指定管理者に対し、利用者アンケート等を実施させることができるものとする。

## (3) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者アンケート等の結果及び利用実績の分析により自己評価を行い、本市に報告するものとする。

なお、実施時期、自己評価項目等については、本市及び指定管理者が協議の上、別途定めるものとする。

## (4) 実績評価

本市は、業務報告書の検査により、指定管理者が管理運営業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対し必要な改善措置を講ずるよう通知又は勧告を行い、当該通知又は当該勧告を行ってもなお管理運営業務の改善がされない場合は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

## 1.5 その他

### (1) 本市及び指定管理者との責任の分担

本市と指定管理者との責任の分担は、原則として次表のとおりとする。

ただし、次表に定める事項に疑義がある場合又は定めのないリスクが発生した場合は、本市及び指定管理者が協議の上、決定するものとする。

項目	本市	指定管理者
施設（建物、工作物、設備等）の保守点検		○
施設及び設備の維持管理		○
安全衛生管理		○
入所申請の受付及び許可		○
事故、火災等による施設及び備品の損傷		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
上記以外の場合	○	
施設利用者の被災に対する責任		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
上記以外の場合	○	
第三者への損害（周辺住民等への損害）		

指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
上記以外の場合	○	
不可抗力（テロ、暴動、天災等による損害等）	○	○
管理施設の修繕		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
1件当たり10万円を超えない場合		○
上記以外の場合	○	
施設の火災共済保険の加入	○	
施設賠償責任保険の加入		○
物価又は人件費の上昇（賃金水準の変動、入所児童数の変動による配置職員の増加等）		○
金利の上昇		○
施設の利用不能等による保育料収入の減少		
指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
上記以外の場合	○	
減免による保育料収入の減少		
災害により減免利用者が大幅に増加した場合	○	
上記以外の場合		○
管理運営業務が終了した時の撤去費用等		○

備考 「施設の火災共済保険の加入」について、本市が借り上げた施設においては、当該施設の所有者が火災共済保険に加入することにより対応する。

## (2) 事業の継続が困難となった場合の措置

### ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

本市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理運営業務の継続が困難となった場合は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。この場合において、本市に生じた損害については、指定管理者が賠償するものとする。

### イ 本市及び指定管理者の双方の責めに帰することのできない事由による場合

不可抗力等、本市及び指定管理者の双方の責めに帰することができない事由により、管理運営業務の継続が困難になった場合は、本市は、事業継続の可否について指定管理者と協議するものとする。ただし、本市は、一定期間内に協議が整わないときは、書面を事前に指定管理者に通知することにより、協定を解除し、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

## (3) 引継業務

指定管理者は、次の指定管理者が円滑かつ支障なく、各施設の管理運営

業務を遂行できるよう引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供しなければならない。

#### (4) 管理運営業務の委託

指定管理者が行う管理運営業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは、できないものとする。ただし、管理運営業務のうち、清掃及び警備の一部の業務については、本市の承認を得た上で、第三者に委託することができる。

#### (5) 災害対策本部機能の併用

本市において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合においてその対策を必要とするときは、各施設の管理運営業務を停止し、災害応急対策を実施する必要があることに留意すること。

#### (6) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）その他法令等に定めるもののほか、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### (7) 情報の公開

指定管理者は、香芝市情報公開条例に基づき、各施設の管理に関して保有する情報について、公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応しなければならない。

### 1.6 問合せ先

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

電話番号：0745-44-3330（直通）

F A X：0745-79-7532

E m a i l：hoiku@city.kashiba.lg.jp

### 1.7 参考資料

- (1) 香芝市立学童保育所条例
- (2) 香芝市情報公開条例
- (3) 香芝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）
- (4) 香芝市立学童保育所条例施行規則（平成27年規則第6号）
- (5) 香芝市立学童保育所（放課後児童健全育成事業）運営指針
- (6) 学童保育所一覧表
- (7) 学童保育所入所状況等一覧表

※ (1)から(4)までは、香芝市ホームページ「例規検索システム」から閲覧可能

例規検索システム：<https://krk411.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

※ (5)から(7)までは、保育幼稚園課の窓口にて提供可能